

## 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第二十九号) 新旧対照表【第四条関係】

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (虐待等の禁止)<br>第十条 幼保連携型認定こども園の職員は、<br>園児に対し、 <u>法第二十七条の二第一項各号</u><br>_____に掲<br>げる行為その他当該園児の心身に有害な影<br>響を与える行為をしてはならない。 | (虐待等の禁止)<br>第十条 幼保連携型認定こども園の職員は、<br>園児に対し、 <u>児童福祉法（昭和二十二年法<br/>律第百六十四号）第三十三条の十各号</u> に掲<br>げる行為その他当該園児の心身に有害な影<br>響を与える行為をしてはならない。 |